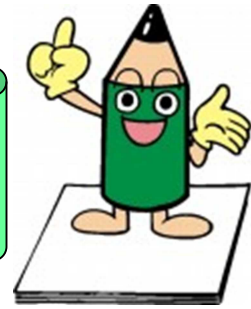


公有地の拡大の推進に関する法律に基づく

届出・申出 Q&A



Q. 売買面積が220平方メートルで都市計画施設の区域に係る部分の面積が30平方メートルである場合、届出は必要ですか。

A. 契約1件当たりの面積が200平方メートル以上あって、都市計画施設の区域内の部分は、200平方メートル未満であるような場合であっても、届出は必要となります。

Q. 市街化区域と市街化調整区域にまたがった土地を売買する場合、どのような取引面積であれば届出が必要ですか。

A. 両地域にまたがる土地の取引においては、市街化区域内の面積要件(5,000㎡以上)を満たしていれば、土地取引全体について届出は必要となります。

Q. 届出対象面積の判断は、登記簿面積と実測面積のどちらで行うのですか。

A. 届出対象面積の判断は、実測している場合は実測面積で判断します。実測面積がわからない場合には登記簿面積で判断します。ただし、届出(申出)書の「地積」の欄には『登記簿面積』を記入し、実測地積がわかる場合には当該実測地積をカッコ書きで記入してください。

Q. 共有している土地について、持分の一部を譲渡しますが、届出は必要ですか。

A. 本制度の目的は、地方公共団体等が土地の完全な所有権を取得することにあるので、共有の場合、共有者全員で有償譲渡をする場合にのみ、届出義務があり、持分の一部のみの譲渡では、届出義務はありません。

Q. 区分所有権(マンションの1室など)の譲渡をしますが、届出は必要ですか。

A. 区分建物の場合、一室が売買されても届出の必要はありません。ただし、区分所有者全員で一括して建物全体を有償譲渡する場合は、届出が必要となります。

Q. 届出は売買契約後でも可能ですか。

A. 届出は、譲渡しようとする日の3週間前までに行う必要があります。

下記に該当する行為をした場合には、50万円以下の過料に処される場合があります。

- (1) 届出をしないで土地を有償で譲り渡した場合
- (2) 虚偽の届出をした場合
- (3) 公拡法第8条により売買を制限された期間内に土地を譲渡した場合

Q. まだ譲渡先が決まっていないのですが、届出はできますか。

A. 「譲り渡そうとする相手方」が、決まっていない段階での届出はできません。

Q. 売買以外にも「有償で譲り渡そうとする場合」に該当する行為はありますか。

A. 代物弁済、交換など契約に基づく有償の譲渡は該当します。また、代物弁済の予約や売買の予約も該当します。寄付、贈与などの無償による譲渡は該当しません。土地の収用、競売(裁判所の命令による処分を含む。)、滞納処分など「本人の直接の意思に基づかない土地の所有権の移転」は該当しません。

Q. 市から土地を買い取らない旨の通知をもらった後、実際に売買する段階で買主(譲受人)が変更になった場合、届出は必要ですか。

A. 譲渡人が同一人であれば、譲受人が異なる場合であっても、買い取らない旨の通知から1年以内は届出の必要はありません。

Q. 届出から1年以内に売買により所有者が変更した土地について、再度、有償譲渡する場合、届出は必要ですか。

A. 所有者が変更した場合は、改めて届出していただく必要があります。

Q. A→B→Cの順で、ほぼ同一時期に土地の売買が行われる場合、どのような届出が必要ですか。

A. 「AからBに売買する際」及び「その売買成立後、BからCに売買する際」に各々有償譲渡の届出を行う必要があります。なお、この場合、Bの不動産登記法による登記済であるか否かは問いません。

Q. 届出（申出）をしてから結果が出るまでどのくらいかかりますか。

A. 届出（申出）のあった日から起算して3週間以内に、買取協議団体の決定及び通知、もしくは、買い取らない旨の通知を行います。なお、買取協議団体の決定及び通知があった場合は、さらに当該通知があった日から起算して3週間を経過する日まで、土地の譲渡が禁止されていますのでご注意ください。

その他ご不明な点は
都市計画課まで直接
お問い合わせください。
042-973-2268
(直通)

